

事務連絡
令和2年6月8日

西宮市指定介護保険サービス
(通所・短期入所等) 事業者 各位

西宮市法人指導課長
西宮市介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い
についての留意事項について

平素は、本市の介護保険運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)等では示しているところです。

令和2年6月1日、通所系サービス事業所(通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護。以下同じ。)と短期入所系サービス事業所(短期入所生活介護、短期入所療養介護。以下同じ。)については、介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前の同意が得られた場合には、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、臨時的な特例により介護報酬を算定することを可能としたことが、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」(令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡。以下、「第12報」という。)で示されました。

第12報の特例により報酬算定をする場合、利用者に負担をかけるため、下記のとおり留意し、適切に取扱うようお願いいたします。

記

1 通所介護費等の請求について

第12報の取扱いは、実際にサービス提供した報酬区分より長い報酬区分により算定を行い、かつ利用者負担を増額することから、次の事項に留意すること。

- (1) 利用者からの同意を得たことが確認できない場合は、介護報酬の返還を求め
ることがあるため、次の点に留意すること。
 - ・ 介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前の同意を必ず得ること。
 - ・ 利用者の事前の同意を得たことが確認できる記録(※)を保存すること。

※例…同意書（同意日要）、口頭で同意を得た経過記録（同意を得た日時、内容等）

- (2) 一方的に制度の説明をするのではなく、次の事項を十分に説明すること。また説明に際しては、可能であれば利用者の家族等にも同席又は電話等で行い、事前に共通認識を図ること。
- ・ 第 12 報の取扱いの内容
 - ・ 利用者が同意するか否かを選択できること
 - ・ 本取扱い適用前後の利用者負担額の概算額
- (3) 実際に提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分の 2 区分上位の報酬区分を算定した場合、西宮市条例※に規定する「サービスの提供の記録」に記録するサービス提供時間と報酬区分に齟齬が生じるため、次の点に留意すること。
- ・ サービスの提供の記録には、実際に提供したサービス時間を記録し、備考欄や余白部分等に「2 区分上位の報酬区分で算定」や「第 12 報の取扱いにより算定」等と記入し、どのサービス提供分が第 12 報の取扱いに該当するかを明確に区分できるようにしておくこと。

(※) 西宮市条例

【参考】

西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 9 月 24 日西宮市条例第 17 号）

（サービスの提供の記録）

第 19 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

通所介護…西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 9 月 24 日西宮市条例第 17 号）第 112 条において準用する第 19 条

通所リハビリテーション…西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 9 月 24 日西宮市条例第 17 号）第 145 条において準用する第 19 条

地域密着型通所介護…西宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 9 月 24 日西宮市条例第 19 号）第 59 条の 20 において準用する第 20 条

認知症対応型通所介護…西宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 9 月 24 日西宮市条例第 19 号）第 80 条において準用する

第 20 条

介護予防認知症対応型通所介護…西宮市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年 9 月 24 日西宮市条例第 18 号）第 21 条

(4) その他

- ・ 利用者等からの苦情やトラブルを避けるために、上記（1）の利用者からの同意及び（2）の事項に係る説明の際は、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。
- ・ 利用者等に対して請求書を発行する際は、どのサービス提供分が第 12 報の取扱いに該当するか、利用者等に分かりやすいように工夫を図ること。

2 短期入所生活介護費等の請求について

第 12 報の取扱いは、緊急利用者でない者に緊急短期入所受入加算の算定を行い、あるいは緊急利用者に本来の緊急短期入所受入加算の算定対象期間を超えて算定を行い、かつ利用者負担を増額することから、次の事項に留意すること。

(1) 利用者からの同意を得たことが確認できない場合は、介護報酬の返還を求めることがあるため、次の点に留意すること。

- ・ 介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前の同意を必ず得ること。
- ・ 利用者の事前の同意を得たことが確認できる記録（※）を保存すること。
※例…同意書（同意日要）、口頭で同意を得た経過記録（同意を得た日時、内容等）

(2) 一方的に制度の説明をするのではなく、次の事項を十分に説明すること。また説明に際しては、可能であれば利用者の家族等にも同席又は電話等で行い、事前に共通認識を図ること。

- ・ 第 12 報の取扱いの内容
- ・ 利用者が同意するか否かを選択できること
- ・ 本取扱い適用前後の利用者負担額の概算額

(3) 実際に第 12 報の取扱いにより緊急短期入所受入加算を算定した場合は、下記について記録し保存すること。なお、本来の当該加算の算定対象期間を超えて算定する場合は、留意事項通知※において記録することが求められている事項についても記録すること。

- ・ 第 12 報の取扱いにより算定したこと
- ・ 当該加算の算定日数の根拠（サービス提供日数を 3 で除した数（端数切り上げ））
- ・ 具体的な算定期間

※ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年 3 月 8 日 老企第 40 号)

(4) その他

- ・ 利用者等からの苦情やトラブルを避けるために、上記(1)の利用者からの同意及び(2)の事項に係る説明の際は、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。
- ・ 利用者等に対して請求書を発行する際は、どのサービス提供分が第 12 報の取扱いに該当するか、利用者等に分かりやすいように工夫を図ること。

以上

【問い合わせ先】

通所系サービス	法人指導課	居宅事業者指導チーム	(電話) 0798-35-3082
短期入所系サービス	法人指導課	法人認可・施設等指導チーム	(電話) 0798-35-3423
報酬請求関係	介護保険課	給付・適正化チーム	(電話) 0798-35-3048